

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和3年1月15日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

令和2年12月22日農林水産省告示第2454号（保安林の指定施業要件を変更する件）

2 所在が不明な者等

所在が不明な者	指定施業要件変更保安林の所在場所	掲示場
田畑堯久	榛原郡川根本町東藤川字大栗1923の2	川根本町役場
田畑直弥	榛原郡川根本町東藤川字大栗1923の2	川根本町役場
小山隆義	榛原郡川根本町東藤川字松下1876、1877の1、1877の2、字バンゴ1878の1、1878の2、1879の2、字イタドリ草1883の1、字高山1918、1919の1、1919の2、字サカサ水1922、字フジシロ1926の1、1926の2、1927の1、1927の2、1927の5、1928の1、1928の2、字ヌタ畑ケ1929、1930の1、1930の24、1930の26、1930の28、字ロクロ石1931の1、1931の2、1931の6、1931の7、1931の8 榛原郡川根本町東藤川字サカサ水1920、1921、字フジシロ1924、1925、字ロクロ石1932の1、1932の2（以上の6筆については一部保安林）	川根本町役場